

第十四号

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十六年徳島県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「徳島市万代町一丁目」を「名西郡石井町」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、規則で定めるところにより、センターの内部組織を前項に規定する位置以外の位置に置くことができる。

第二条の見出しを「（病害虫防除所等）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項の表中「吉野川市鴨島町」を「名西郡石井町」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を第二項とする。

第三条中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

第四条中「研究所」を「センター」に改め、「研修」の下に「のうち規則で定めるもの」を加える。

第七条の見出しを「（農業大学の設置等）」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

センターに、農業大学校を置く。

第十三条を削る。

第十四条中「き損し」を「毀損し」に、「そのき損」を「その毀損」に改め、同条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の表の改正規定は、同年二月一日から施行する。

提案理由

徳島県立農林水産総合技術支援センターの充実強化を図るための再編に伴い、同センターの位置、組織等について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。